

随意契約理由書

件名	BSL-3 実験室保守点検業務
契約の相手方	(株)日本医化器械製作所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由 BSL-3(バイオセーフティーレベル3)実験室は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、特定の病原体を取扱う実験を行う場合に設置が義務付けられている施設である。当該実験室は、万一病原体が実験室内で漏れた場合でも外部に漏れいすることがないように外気圧より陰圧に保持するとともに、外部への排気はHEPAフィルターを介して行うなど特別な安全設備が設けられている。 当該実験室の機能維持及び故障の未然防止のため、定期的に保守点検を行うものである。 本業務の履行には製造業者のみが所有する専門技術や知識が必要である。また、汎用でない特殊な部品の調達は他社には不可能である。 当該実験室は上記業者が本研究所用に設計及び施工したものである。 したがって、本業務を履行できるのは上記会社以外にはないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局保健所 環境保健研究所 事務係 (電話番号 302-6197)